

路外駐車場設置（変更）届出書

					令和 年 月 日	
(提出先) 上 田 市 長					駐車場管理者の氏名又は名称及び住所	
駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。						
1		駐車場の名称				
2		駐車場の位置				
3 規 模	イ	駐車場の区域の面積				
	ロ	駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)				
	a	建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	(駐車台数 台)	
				それ以外の部分	(駐車台数 台)	
		車路等の面積 (B)		m ²		
	b	建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	(駐車台数 台)	
				それ以外の部分	(駐車台数 台)	
		車路等の面積 (D)		m ²		
	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)			一般公共の用に供する部分	(駐車台数 台)	
				それ以外の部分	(駐車台数 台)	
4 構 造	イ	建築物である部分				
	ロ	建築物でない部分				
5 設 備	イ 特 殊 の 装 置	a	特殊の装置の有無			
		b	特殊の装置に係る駐車 場法施行令第 15 条 の規定による国土交 通大臣の認定の概要	認定番号		
				特殊の装置 の名称等		
	ロ	それ以外の設備				
6		付帯業務のための施設				
7		従業員概数				
8		供用開始(予定)日				
		令和 年 月 日				

(備 考)

- 1 路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 2 3 のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のための必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3 のロの a 欄及び b 欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月極契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等、一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3 のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4 のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨記載すること。
- 6 4 のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5 のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5 のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による大臣の認定の番号を記載すること。
- 9 5 のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5 のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

(添付図面等)

	必要添付図面等	建物式	広場式
1	路外駐車場設置届出書	○	○
2	路外駐車場の位置を示した 1/10,000 以上の地形図（案内図）	○	○
3	・平面図（出入口のある階）1/200 以上 ・平面図（2 層以上の場合は各階）1/200 以上 平面図には以下の内容を表示する ① 駐車場の境界 ② 出入口、車路、その他主要な施設（建築物内部にあるものを除く） ③ 駐車場の付近の道路ほか駐車場法施行令第 7 条第 1 項に規定する道路の部分、陸橋の下、橋及びトンネル	○ ○	○
4	立面図 2 面以上 1/200 以上	○	
5	断面図 2 面以上 1/200 以上	○	
6	機械式駐車場の場合	大臣認定書の写し	○
		仕様図又は組み立て図	○